平成２２年（フ）第１０１号
大阪府大東市灰塚５丁目13番43号
債務者　川副　泰弘
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６９号
大阪市城東区鴫野西４丁目18番13―409号
債務者　加賀山有司
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１５号
大阪府八尾市恩智北町１丁目327番地　高安マンション101号
債務者　中内　榮二
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５６号
大阪市住吉区苅田９丁目９番15―401号
債務者　前川　郁恵
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６９号
大阪市北区中津３丁目17番９号
債務者　クワハラ・シェリール・アルバラン
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９２号
大阪府高槻市奈佐原２丁目６番３―203号
債務者　森　　弘志
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４１３号
大阪市旭区今市２丁目12番３号　メゾン今市201
債務者　中川由紀子（旧姓野内）
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３４号
大阪府寝屋川市美井元町７番32―502号
債務者　泉本　久美
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４７号
大阪府東大阪市新池島町２丁目14番15号　カーサ40―406号
債務者　安田　昌世
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５２号
大阪市鶴見区諸口６丁目５番４―106号
債務者　大山　博子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５７号
大阪府豊中市桜の町２丁目３番20号
債務者　折橋　広美
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３１号
大阪市鶴見区諸口１丁目２番13号
債務者　松井　勝史
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７２号
大阪市鶴見区焼野１丁目１番１―906号
債務者　下出　　修
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０６号
大阪府東大阪市永和２丁目５番11号　新橋本荘１号
債務者　平井　和典
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０９号
大阪市住吉区苅田５丁目８番19号
債務者　尾﨑　静子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１３号
大阪府東大阪市西石切町３丁目２番39号
債務者　前田　彰代
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４６４号
岡山県倉敷市連島町鶴新田1090番地11
債務者　山本　真典
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第５９８号
香川県高松市川島東町757番地12
債務者　小笠　洋子
1　決定年月日時　平成22年２月５日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係